

第十三回国会
衆議院

水産委員會議録第三十八号

昭和二十七年五月二十七日(火曜日)

午後零時八分開議

出席委員

委員長 川村善太郎君

理事 小高 嘉郎君 理事 田口長治郎君

理事 林 好次君 理事 佐竹 新市君

石原 圓吉君 川端 佳夫君

鈴木 善幸君 富永裕五郎君

平井 義一君 水野彦治郎君

井之口政雄君 佐々木更三君

委員外の出席者

専門員 杉浦 保吉君

専門員 徳久 三種君

五月二十四日

委員久野忠治君辭任につき、その補

欠として篠田弘作君が議長の指名で

委員に選任された。

五月二十六日

委員篠田弘作君辭任につき、その補

欠として久野忠治君が議長の指名で

委員に選任された。

五月二十七日

水産資源保護法の一部を改正する法

律案(鈴木善幸君提出、衆法第五三

号)

同月二十三日

だ捕漁船乗組員家族の生活擁護に関

する諸願(田口長治郎君紹介)(第三

一〇九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

水産資源保護法の一部を改正する法

律案(鈴木善幸君提出、衆法第五三

号)

○川村委員長 これより水産委員会を
開きます。

本日の議事の都合によりまして、午

後一時半まで休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時五十四分開議

○川村委員長 休憩前に引き続き會議を
開きます。

ただいま鈴木善幸君提出の水産資源

保護法の一部を改正する法律案が本委

員会に付託になりました。これより本

案を議題として審査に入ります。まず

本案の趣旨について提出者の説明を求

めます。鈴木善幸君。

水産資源保護法の一部を改正する

法律案

水産資源保護法の一部を改正す

る法律

水産資源保護法(昭和二十六年法

律第三十三号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第五項を附則第六項とし、附

則第六項を附則第七項とし、附則第

四項の次に次の一項を加える。

5 改正前の漁業法第六十五條第一

項の規定に基いて農林大臣又は都

道府県知事が定めた省令又は規則

でこの法律施行の際現に効力を有

するもののうち、改正前の漁業法

第六十五條第一項第一号から第三

号までに掲げる事項に関するもの

は第四條及び改正後の漁業法第六

十五條第一項の規定に基いて、改

正前の漁業法第六十五條第一項第

五号から第七号までに掲げる事項

に関するものは第四條の規定に基

いて定められたものとみなす。

附則
この法律は、水産資源保護法施行
の日から施行する。

○鈴木(善)委員 水産資源保護法の一

部を改正する法律案につきまして提

案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、水産資源を積極的に

保護いたしまして、わが国の漁業の安

定と漁民経済の確保をはかるために、

前国会におきまして同僚諸君とともに

提案をいたし、成立いたしましたこと

ろの水産資源保護法の一部を改正いた

したいという内容を持つものでありま

す。

改正をいたさんといたします点は、

皆さんも御承知の通り、水産資源保護

法は漁業法並びに水産資源枯渇防止法

等の水産資源保護に関する條文を整理

いたしまして、水産資源保護法に全部

これを集めまして、総合的な資源保護

に対する法律をつくつたのであります

す。そこで漁業法の第六十五條に規定

いたされましたところの資源保護に關

するいろいろの規定がございました

が、それを水産資源保護法の第四條に

移したのであります。現在各都道府県

におきまして実施されておりますところ

の漁業調整規則というものは、この漁

業法第六十五條を根拠法として制定さ

れておりますところの規則でございます

が、その漁業法第六十五條の諸規定が

水産資源保護法の第四條に移つたわけ

であります。本来でありますれば、当

時水産資源保護法を審議いたします際

に、附則においてその点も十分照顧の

ないよう規定するべきであつたので

ございまして、審議漏れと申します

が、脱着いたしておるのであります。

そこで、このままで参りますと、来る

六月十六日になりますと、現在実施さ

れております都道府県漁業調整規則が

失効をいたしまして、あらためて水産

資源保護法の第四條に基いて同じよう

な漁業調整規則を再び制定しなければ

ならない、こういうような行政上煩瑣

な事態が生れて来るわけであります。

そこでただいま提案いたしましたような資

源保護法の一部を改正する法律案によ

りまして、行政に支障を来さぬよう

に、各都道府県の漁業調整規則がその

まま効力を持ちまして、わが国の資源

の保護に支障を来さないようにとりは

からいたい。これが本法律案の提案の

理由でございます。どうか資源問題の

重要性にかんがみまして、各委員諸君

の御賛同をお願いしたいのでありま

す。

○川村委員長 次に本案について御質

疑があればこれを許します。

○佐竹(新)委員 本案は討論を省略し

て、ただちに採決されんことを動議と

して提出いたします。

○川村委員長 ただいま佐竹委員か

ら、質疑がありませんのでただちに採

決に入るべしという御意見があります

が、御異議がありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認め、こ

れより水産資源保護法の一部を改正す

る法律案について採決いたします。本

案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○川村委員長 起立総員。よつて本案

は原案の通り可決いたしました。(拍

手)

なお本案に対する委員会報告書の作

成につきましては先例によりまして、

委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めさよ

うとりはからいます。

次回は公報をもつてお知らせするこ

ととし、本日はこの程度にとどめ散会

いたします。

午後二時一分散会

〔参照〕

水産資源保護法の一部を改正する法

律案(鈴木善幸君提出)に関する報

告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年六月五日印刷

昭和二十七年六月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷行